

競争入札に関する談合情報の取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、登別市の競争入札（以下「入札」という。）に付そうとする工事についての談合に関する情報があつた場合の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「談合」とは、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6第2項に定める談合をいう。

(事情聴取)

第3条 市長は、入札に付そうとする工事についての談合に関する情報があつた場合は、直ちに当該入札に参加しようとする者から事情聴取を行うものとする。

2 市長は、事情聴取が当該入札執行時までには終わることができないと認めるときは当該入札開始時刻を繰り下げ、又は当該入札日を延期した上で行うものとする。ただし、発注の遅れによる影響等によって当該入札の執行を繰り下げ、又は延期することが適当でないと認めるときは、当該入札の執行後直ちに事情聴取を行うものとする。

(入札の執行及び誓約書の提出)

第4条 市長は、前条の規定による事情聴取の結果、談合の事実がないと判断したときは、入札の執行前においては当該入札を執行するものとし、入札の執行後においては事務手続きを継続するものとする。

2 市長は、前項の場合において必要があると認めるときは、当該入札に参加しようとする者から誓約書を提出させることができる。

(入札の中止等)

第5条 市長は、第3条の事情聴取の結果、談合の事実があつたと判断したときは、入札の執行前においては当該入札を中止するものとし、入札の執行後で契約の締結前においては当該入札を無効とし、契約締結後においては必要な措置を講ずるものとする。

(文書による通知)

第6条 市長は、第3条第2項の規定により入札開始時刻を繰り下げたとき若しくは入札日を延期したとき又は前条の規定により入札を中止したときは、その旨を当該入札に参加しようとする者に文書により通知するものとする。

2 市長は、前条の規定により入札を無効としたときは、その旨を当該入札に参加した者に文書により通知するものとする。

(報告等)

第7条 市長は、第5条の規定により入札の中止等を行った場合は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第45条第1項に基づき公正取引委員会に報告するとともに、競争入札参加資格の取消し等の必要な措置を講ずるものとする。

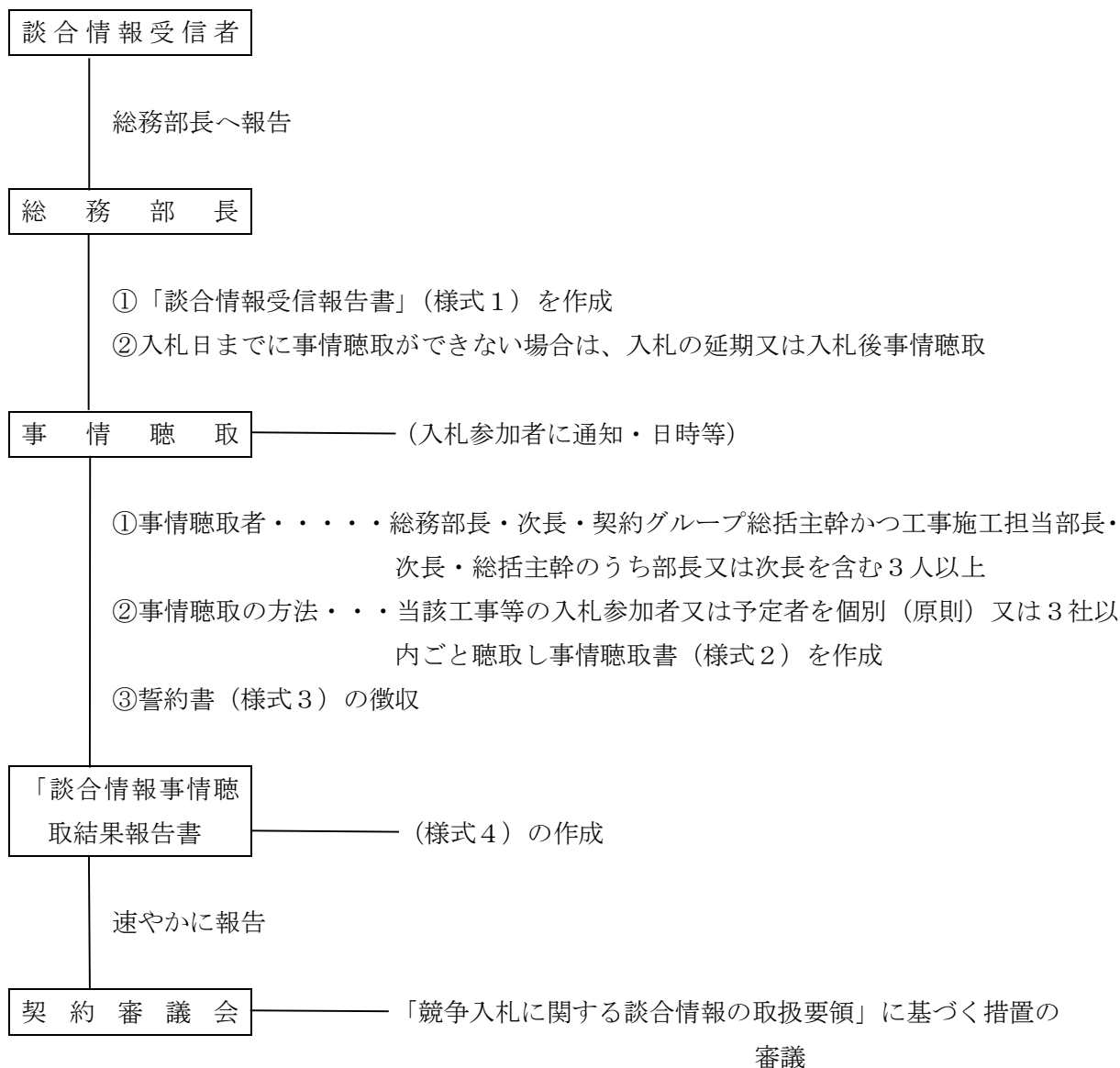
附 則

この要領は、平成6年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年10月1日から施行する。

談合情報事務手続



事情聴取の結果	入札前	入札後	契約後
談合の事実が認められないとき	入札続行	契約手続	履行続行
談合の事実があったと判断されたとき	入札中止 ・公正取引委員会へ報告 ・資格の取消等	無効 ・公正取引委員会へ報告 ・資格の取消等	必要な措置 ・公正取引委員会へ報告 ・契約の解除 ・資格の取消等 ・損害の賠償

様式 1

談合情報報告書

総務部契約・管財グループ

情 報 受 信 者		受 信 年 月 日	年 月 日 午前・後 時 分
情 報 提 供 者		情 報 提 供 の 方 法	・口頭 ・電話 ・郵送 ・その他（ ）
情 報 の 内 容			
工 事 名		入 札 日 又 予 定 月 日	年 月 日 ・入札予定 ・入札済
指 名 業 者			

談合情報提供のあった上記工事の指名業者（入札参加業者）から次により事情聴取を行いたい。

記

事情聴取をする業者			
事情聴取の方法			
事情聴取の日程	年 月 日 から 月 日までを予定 ・入札日前（変更しない・延期する） ・入札後		
契約審議会への報告	事情聴取の結果を直ちに契約審議会に報告し、適正な処置を講じる。		

様式 2

事 情 聴 取 書

工事名

業 者 名
事情聴取を受けた者

事 情 聴 取 者
日 時
場 所

質 問	聴 取 内 容
1. 工事の入札に先立ち、すでに落札業者が決定している（た）との情報がありますが、そのような事実がありますか。	
2. 本件工事について、他社の人と何らかの打合わせ、または話合いをしたことがありますか。	
3. あったとすれば、どの様な内容の打合わせ、または話合いでしたか。	

様式 3

誓 約 書

貴市発注の次の工事に関し、談合はいつさい行っていないことを誓約します。

また、談合の事実があった場合は、貴市において契約の解除その他いかなる処置をとられてもいっさい異議はありません。

工事名

平成 年 月 日

登別市長 様

住所
商品又は名称
代表者指名

様式 4

年 月 日

契約審議会委員長様

総務部長

談合情報事情聴取結果報告について

次の工事に係る談合情報に基づいて、指名業者から事情を聴取したのでその結果については報告します。

記

1. 工事名 工事

2. 日 時 年 月 日

3. 場 所

4. 事情聴取の結果

当該工事の指名業者から事情聴取したところ、別紙「事情聴取書」のとおり

① 談合行為があったとする事実を確認できなかった。

② 談合行為があったとする事実を確認した。